

# 令和4年度 第7次大阪府医療計画の取組状況と次年度の取組について

## 第7次大阪府医療計画PDCA進捗管理票（全21疾病事業等） 概要

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第4章 地域医療 構想	1	<p>&lt;病床機能分化・連携の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○圏域毎に病床機能報告のデータを分析(回復期機能に転換が必要な病床の割合の推計等)</li> <li>○客観的な病床転換の議論を行うために、新たに府独自の病床機能の「報告基準」を設定</li> <li>○病床機能分化を推進するために、新たに府独自に病院を分類し、病院機能・役割の見える化を図った</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた診療実態等をDPCデータ等を用いて分析</li> <li>○病院プラン(病院の今後の方向性)のとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> <li>◆提出病院数: 465病院、提出率: 99.8%</li> </ul> </li> <li>○医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会(地域医療構想調整会議)の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療・病床懇話会(部会): 8回(各圏域1回)</li> <li>保健医療協議会: 12回(各圏域1回、各大阪市基本医療圏1回)</li> </ul> </li> <li>○地域医療介護総合確保基金(医療分)のPDCA <ul style="list-style-type: none"> <li>◆圏域の意見等を聴取し、基金事業を改善(病床転換促進事業の補助要件拡充 等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今年度設定した病床機能の報告基準については、関係機関と協議の上、必要に応じてブラッシュアップを行い、令和5年度の病院プラン実施までに考えを示す</li> <li>★新たに「地域医療提供体制構築に向けた調査及びデータ分析事業」を実施予定。地域医療体制にかかるデータについて詳細に分析の上、可視化を図ることにより、病床機能分化にかかる協議の充実を図る</li> </ul>
第5章 在宅医療	2	<p>&lt;在宅医療サービスの基盤整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修を支援(研修参加者数: 延べ2,000人程度(見込み))</li> <li>○円滑な在宅移行に向け、病院から診療所間への患者情報を共有するICTシステムの活用を支援する補助事業について、国の通知を踏まえ、二次医療圏単位で原則1つのネットワークの整備をめざした要件に見直し</li> <li>○急変時や看取り等への対応について、病院の入退院支援の強化に向けた入退院調整を行う看護職員等の配置を支援</li> </ul> <p>&lt;人生会議(ACP)の普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用したACP支援専門人材の育成を支援</li> <li>○市町村の在宅医療・介護連携推進事業を広域的に支援するため、ACPの啓発資材を依頼に応じて配布(61,400部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★小児在宅やターミナルケア、感染対策など、高度・多様化する在宅患者のニーズに対応できる薬局薬剤師の養成研修を実施</li> <li>★二次医療圏単位で原則1つのネットワークをめざし、モデル事業の実施により、病診連携を推進</li> <li>★補助対象について、入退院支援加算や在宅療養後方支援病院の施設基準充足をめざす病院に加え、連携する医療機関から一定の受入患者実績のある医療機関に拡大</li> <li>●医療・ケア従事者が本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療職及び介護職を対象に、理解促進を図る研修及びACP支援実践人材の育成を支援</li> <li>★『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』の施行も踏まえ、ACPについて、市町村が行う住民向けセミナー等の開催支援等を行い、普及啓発を推進</li> </ul>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第6章 5疾病4事業 の医療体制	3 第1節 がん	<p>&lt;がんの予防・医療等の充実&gt;  ○生活習慣の改善やがん検診受診率の向上につながるよう、「健活10」〈ケンカツテン〉を軸として、啓発イベントの実施やWeb、府政だより等を通じた情報発信等、ライフステージに応じた取組により健康づくりの気運醸成を図った</p> <p>○がん拠点病院での緩和ケアPEACE研修会及び医師会等での初級緩和ケア人材養成研修会を実施  ◆緩和ケアPEACE研修会開催回数:54回(見込み)  ◆初級緩和ケア人材養成研修会開催回数、参加者数:12回、1,398人(見込み)</p> <p>○療養情報冊子、別冊の改定を行い、がん相談支援センターを周知</p> <p>&lt;がんの医療機能の分化・連携の推進&gt;  ○大阪府がん診療連携協議会や二次医療圏がん診療ネットワーク協議会へ参画し、国及び府の動向などを情報提供</p> <p>○昨年度に引き続き、大阪国際がんセンターと大阪重粒子線センターで、共通診察券を発行</p>	<p>●大学、民間団体や患者団体、医療保険者、事業主など、様々な主体と連携したセミナー開催などにより、生活習慣の改善やがん検診受診の普及啓発に努める</p> <p>●引き続き、市町村へ外部講師を活用したがん教育実施を働きかける</p> <p>★がん対策基本法に基づき、「第4期大阪府がん対策推進計画」を策定する(令和6年3月策定予定)</p>
	4 第2節 脳卒中等の 脳血管疾患	<p>&lt;予防&gt;  ○「健活10」〈ケンカツテン〉を軸として、啓発イベントの実施やWeb、府政だより等を通じた情報発信等、ライフステージに応じた取組により健康づくりの気運醸成を図った</p> <p>○特定健診、特定保健指導の実施主体である保険者への支援として、医学知識の講座や保健事業の好事例紹介など、研修会を実施(9月9日)</p>	<p>★健康増進法に基づき、「第4次大阪府健康増進計画」を策定する(令和6年3月策定予定)</p>
	5 第3節 心筋梗塞等の 心血管疾患	<p>&lt;医療体制の充実&gt;  ○2020年12月に傷病者の搬送及び受入れの実施基準を改正し、脳卒中が疑われる症状について、より適切な搬送先医療機関が選定できるよう観察基準を改善するとともに、脳血栓回収術等の術式を特定機能に追加</p> <p>○ORIONへ12誘導心電図の伝送データを活用できるようシステム改修を実施(2022年9月)</p> <p>&lt;医療機能の分化・連携&gt;  ○二次医療圏ごとに、地域医療連携のための連携会議及び事業を地域の特性に応じて実施</p>	<p>●保健所と調整し、搬送先医療機関リストの随時更新</p> <p>★健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法に基づき、「第2次大阪府循環器病対策推進計画」を策定する(令和6年3月策定予定)</p>
	6 第4節 糖尿病	<p>○健康増進事業における意見交換会において、各機関における地域医療連携推進事業の取組共有や課題について意見交換(9月27日)</p> <p>○医師会・関係機関と連携し、市町村国保が行う糖尿病性腎症重症化予防事業等を支援</p>	<p>●地域医療連携について、現計画においては、手段や目的を「パスの普及」に拘らず、疾患の特性や地域の実情に応じて関係機関との連携会議を開催するなど、医療連携の推進に取り組んでいる。一方で、実施していない圏域や休止した圏域もあることから、次期計画作成に向け、関係各課と今後の方向性について議論が必要</p> <p>●糖尿病性腎症重症化予防プログラムは全43市町村で実施済。次年度は取組の質の向上をめざし、地区医師会と市町村国保の連携強化を支援</p>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第6章 5疾病4事業 の医療体制	7 第5節 精神疾患	<p>&lt;夜間・休日精神科救急医療システムの充実&gt;  ○夜間休日において、府内精神科病院における緊急措置診察の実施、入院受入医療機関の確保及び一般科救急病院に搬送された精神疾患を有する身体合併症に対応するとともに、専門相談員等による府民、救急隊、警察等からの受診・入院等の医療相談を実施</p> <p>&lt;依存症対策の充実&gt;  ○依存症対策では、各保健所やブロック単位で依存症の本人及び家族、自助グループ等の民間団体、関係機関職員等の交流を目的としたOACミニフォーラムの実施</p> <p>○ギャンブル等依存症対策基本法及び大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例(令和4年度制定)を踏まえ、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」(計画期間:令和5年度～7年度)を策定するとともに、治療プログラムの普及や医療機関職員向け研修等の取組を実施</p> <p>○アルコール依存症に関する「早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」の実施</p> <p>&lt;認知症治療のための医療と介護の連携&gt;  ○認知症への早期対応や支援体制の中心的な役割を担うことを目的として各市町村に設置されている「認知症初期集中支援チーム」の構成員を対象に、資質向上を目的とする研修会を実施  ◆研修会開催回数、参加者数：2021年度 1回 203人、2022年度 1回 予定</p> <p>&lt;精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築&gt;  ○「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」の実施  ◆市町村・保健所圏域の協議の場に、大阪府精神科医療地域体制整備広域コーディネーターが積極的に参画し、地域支援者との顔つなぎを行い、協議の活性化を図った  ◆精神科病院職員研修や退院意欲喚起の活動を継続し、複合的な課題のある個別ケースの伴走支援を強化。長期入院精神障がい者数の削減を目指した</p>	<p>●地域の身近な医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができるよう、医療機関の裾野拡大</p> <p>★ギャンブル等依存症の早期発見・介入ができるよう簡易介入マニュアルの作成や研修会を実施</p> <p>★アルコール健康障害対策基本法に基づき、「第2期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」を策定する(令和6年3月策定予定)</p> <p>●引き続き、認知症初期集中支援チームの活動の充実等に資する研修を実施していく</p> <p>●長期入院精神障がい者数について、入院医療機関へのアプローチの強化と市町村や保健所圏域の協議の場への支援の継続により、地域と医療機関の支援力を強化。これをマッチングすることで更なる削減を図る</p>
	8 第6節 救急医療	<p>&lt;救急医療体制の確保と質的向上&gt;  ○ORIONデータにより、救急医療機関における重症熱傷等の傷病者受入状況の収集</p> <p>○一部の二次医療圏(豊能(令和2年～)・北河内(令和2年～)・南河内(平成30年～))において、メディカルコントロール協議会と救急懇話会の組織統合等により、病院前・病院後活動を一体的に検証</p>	<p>●熱傷センターの指定基準の策定</p> <p>●メディカルコントロール協議会と救急懇話会の一体化に向け、関係消防機関及び保健所とのさらなる調整</p>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第6章 5疾病4事業 の医療体制	9 第7節 災害医療	<p>&lt;災害医療体制確保に向けた関係機関との連携強化&gt;  ○内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練に3医療機関3隊参加</p> <p>○大阪府主催の大阪DPAT養成研修に18名受講</p> <p>○災害時医薬品等備蓄・供給事業の契約を締結する関係団体と、供給体制や品目について協議・確認や、情報伝達訓練を実施</p> <p>○府管保健所及び政令市・中核市保健所を対象に、災害時の応援派遣と受け入れ及び後方支援を盛り込んだ実践型研修として「大阪府災害時健康危機管理支援チーム養成研修」を令和4年12月に実施(講師6名・ファシリテーター28名・受講者69名)</p> <p>○国開催の「災害時健康危機管理支援チーム基礎編研修」(10/27)に府よりファシリテーター・受講者各2名、政令・中核市より受講者7名が参加</p> <p>&lt;災害医療体制の強化&gt;  ○BCP策定率の向上に向けて、救急告示医療機関を対象に毎年行われる説明会において、策定の重要性を説明し促進。また、BCP策定にかかるセミナーを開催し、BCPの重要性を理解してもらい策定の働きかけを行った</p>	<p>●大阪DPAT養成研修受講者の増加。発災時に即戦力となる隊員の確保(隊員のスキル維持)</p> <p>★大阪DPAT運営委員会の設置(人材育成・確保、受援・派遣体制の整備等に関する検討)</p> <p>●引き続き、薬価改定等をふまえ、災害時医薬品等備蓄・供給事業における契約品目の見直し</p> <p>●引き続き、人材育成を図るとともに各保健所においても管内市町村・医療機関等の関係機関と連携した訓練を計画・実施し、平常時からの体制強化に取り組んでいく</p> <p>●各関係団体や災害拠点病院と訓練等を通じて明らかとなった課題等について対応</p> <p>●府内医療機関にて発生したサイバー攻撃を踏まえ、改めてBCP策定の重要性を周知し、策定に向けた働きかけを実施</p> <p>●原子力災害医療活動マニュアルの改訂</p>
	10 第8節 周産期医療	<p>&lt;周産期医療体制の整備&gt;  ○大阪府総合周産期母子医療センター及び大阪府地域周産期母子医療センターに対する運営費助成を実施するとともに、大阪府周産期医療協議会において、指定基準や認定基準を改定し、機能を強化</p> <p>◆大阪府総合周産期母子医療センターに対する助成件数 2018年度～2022年度 各6件</p> <p>◆大阪府地域周産期母子医療センターに対する助成件数 2018年度～2022年度 各16件</p>	<p>★更なる周産期医療体制の充実に向け、総合及び地域周産期母子医療センターの在り方等の検討に着手</p> <p>★周産期医療情報システムの改修等、引き続き、緊急搬送体制の維持・充実を図る</p>
	11 第9節 小児医療	<p>&lt;小児医療体制の整備&gt;  ○2022年7月に大阪府小児中核病院及び大阪府小児地域医療センターを指定(小児中核病院:8か所、小児地域医療センター:20か所)</p> <p>&lt;小児救急医療・相談体制の確保&gt;  ○2019年3月に設置した「大阪府における小児外傷救急医療体制に関する検討会」において、医師が保護者へ説明するための資料「子ども頭部打撲3日日誌」を大阪府ホームページに掲載し、初期救急医療体制の充実を図った</p> <p>&lt;医療的ケア児を含む慢性疾患・障がい児等の支援体制の整備&gt;  ○大阪府医師会に委託し、医師等医療職向けの小児在宅医療研修会等を実施する等、地域での小児在宅診療体制を確保</p> <p>◆研修会開催回数、参加者数</p> <p>・2022年度 講義1回(Web)、実技研修3回(受講見込み 約100人) ※2～3月に実技研修開催</p> <p>&lt;児童虐待発生予防・早期発見&gt;  ○府内2か所の拠点病院(大阪府母子医療センター、高槻病院)に委託し、救急告示医療機関対象に研修会等開催し、児童虐待に対応する院内体制を確保</p> <p>◆研修会開催回数、参加者数</p> <p>・児童虐待防止体制整備フォローアップ事業(2020年度～2022年度)</p> <p>2020年度 2回(Web) 187人、2021年度 2回(Web) 137人、</p> <p>2022年度 4回(Web+対面)(受講見込み 280人) ※今年度で終了</p>	<p>★2022年7月に指定した「小児地域医療センター」を中心とした圏域ごとの小児医療体制の検討を開始</p> <p>●小児救急医療を支援するため、二次救急当番病院の体制を維持する</p> <p>★在宅療養が必要な医療的ケア児に対する日常的な診療や訪問診療等が地域で可能になるように、内科医等を対象に小児特有の医療技術の習得を目的とした研修等を実施</p> <p>★医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児やその家族及び関係機関からの相談に対応し、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する情報提供や助言等を行う</p>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第7章 その他の 医療体制	12 第1節 高齢者医療	<p>&lt;フレイルの予防等高齢者特有の疾病等の予防&gt;  ○働く世代からのフレイル予防の取組について、導入市町村の拡大や職域への展開、公民連携による啓発を実施</p> <p>○市町村における効果的な介護予防ケアマネジメント推進支援(自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザー派遣や専門職養成、短期集中予防サービスを通じた成功事例の創出、多職種協働のネットワークの構築等)を実施</p> <p>&lt;さらなる高齢化の進展に向けた対応&gt;  ○人生会議(ACP)の普及啓発  ◆「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用したACP支援専門人材の育成を支援  ◆市町村の在宅医療・介護連携推進事業を広域的に支援するため、ACPの啓発資材を依頼に応じて配布(61,400部)</p>	<p>●引き続き、働く世代からのフレイル予防の取組とフレイルの周知啓発を実施</p> <p>●医療・ケア従事者が本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療職及び介護職を対象に、理解促進を図る研修及びACP支援実践人材の育成を支援</p> <p>★『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』の施行も踏まえ、ACPについて、市町村が行う住民向けセミナー等の開催支援等を行い、普及啓発を推進</p>
	13 第2節 医療安全対策	<p>&lt;医療機関への助言・指導&gt;  ○全病院及び過去5年間以上立入検査を実施していない「透析診療所」及び「6床以上の病床を有する診療所」へ、実地検査を基本とする立ち入り検査を実施</p> <p>○「医療安全推進指導者講習会」の実施(4回(4日間)、延べ169人参加)  ◆医療安全対策を推進する中心となる指導者育成支援のための研修を実施  ◆医療事故の再発防止のために、医療事故調査制度を周知</p> <p>○医療相談員及び保健所担当職員向け研修の実施  ◆新たに医療相談業務に携わる職員を対象研修を実施(年1回、31名参加)</p> <p>○医療相談連絡協議会の開催  ◆医療相談実績の報告及び個別事例に関する検討を実施(年1回)</p> <p>&lt;相談等への対応&gt;  ○ホームページによる医療相談事例の公開  ◆府民の自己判断・自己解決を支援するため、問い合わせの頻度が高い相談及びその回答をホームページ上に公開</p>	<p>●医療機関に対し定例での保健所による立入検査を行い、院内感染対策や医薬品・医療機器の安全管理等、医療安全対策の確保に向けた助言・指導を行っており今後も継続していく</p> <p>●医療機関向けの医療安全対策指導者講習会の実施を医師会に委託し、引き続き医療安全対策を推進する中心となる指導者の育成と医療事故調査制度の周知を図る</p> <p>●医療相談等連絡協議会での事例検討や、医療相談員及び保健所担当者向けの研修を実施することにより、引き続き医療相談の質の向上を図る</p>
	14 第3節 感染症対策	<p>&lt;感染症全般への取組の推進&gt;  ○府民への正しい知識の普及啓発  ◆Twitterを活用した情報発信  ◆包括連携協定締結企業と啓発ポスターを作成</p> <p>○医療従事者を対象とした、動画配信による研修会(感染症対策)を実施</p>	<p>●府内保健所との情報共有やマスギャザリングに備えた大阪府感染症情報センターのデータ収集・解析体制の整備</p> <p>★感染症法に基づき、「大阪府感染症予防計画(第6版)」を策定する(令和6年3月策定予定)</p>
	15 第4節 臓器移植対策	<p>&lt;臓器移植に関する知識の普及啓発&gt;  ○府民への正しい知識の普及・啓発  ◆府オリジナル意思表示カード等の普及啓発資材を市町村・保健所に配布  ◆区民まつり、JFL試合会場等、イベントでの普及・啓発  ◆ホームページ、府政だよりによる情報発信  ◆大阪グリーンライトアッププロジェクトの開催  ◆門真運転免許試験場での普及・啓発</p> <p>&lt;臓器移植医療体制の整備&gt;  ○臓器移植の推進に向けた体制整備  ◆大阪府内の臓器提供可能な医療機関における体制の強化と移植医療の普及啓発  ◆臓器提供可能な医療機関へ院内移植コーディネーターの設置の働きかけ  ◆臓器提供への対応についてグループワークを含む研修会を開催</p>	<p>●院内移植コーディネーターの設置について、臓器提供が可能な医療機関に対する継続的かつ効果的な働きかけ等を実施</p>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第7章 その他の 医療体制	16 第5節 骨髄移植対策	<p>&lt;ドナー確保に向けた普及啓発の推進及び受付体制の充実&gt;  ○府民への正しい知識の普及・啓発  ◆普及啓発リーフレットを市町村・保健所に配布  ◆ホームページ、府政だよりによる情報発信  ◆区民まつり、JFL試合会場等、イベントでの普及・啓発  ◆包括連携協定締結企業へドナー休暇制度の周知  ◆NPO法人への委託により駅・商業施設等においてドナー登録会を実施  ◆府保健所(池田・四條畷・富田林・和泉)での骨髄ドナー登録の受付</p>	<p>●ドナー休暇制度の普及について、府内企業に対して継続的且つ効果的な周知を実施  ●大学におけるドナー公欠制度の普及について、府内大学に対する周知を実施</p>
	17 第6節 難病対策	<p>&lt;難病医療体制の整備&gt;  ○大阪府難病診療連携拠点病院、難病診療別分野別拠点病院、難病医療協力病院等(以下拠点病院等と記載)による取組を実施  ◆拠点病院等、協力病院の各連絡会議の実施(年に1回)  ◆難病事業ネットワーク事業  ・ワーキンググループの開催(ERT年2回・IRUD年1回)  ・研修会の開催(年に1回)</p> <p>○2023年度末の拠点病院等の指定満了による、次期の公募に向け、実績調査を実施、今後のあり方を大阪府難病医療推進会議、大阪府難病児者支援対策会議で決定</p>	<p>●拠点病院等の指定等による難病医療の提供体制の充実・連携の強化  ◆拠点病院等による取組の推進  ①拠点病院等の各連絡会議より情報や課題共有、対策の検討(毎年度)  ②難病医療ネットワーク事業の実施  ・ERT・IRUDのワーキングで、診断後の療養支援について今後も継続して検討  ・関係者対象研修会開催(最新情報の提供等)  ◆2023年度の拠点病院、協力病院について、地域性や病院の特性を考慮しながら指定に向け医療機関に働きかけていくとともに、分野別拠点病院については、新たに小児分野に実績のある医療機関も追加指定し、難病医療提供体制の充実・強化を図る</p>
	18 第7節 アレルギー疾患対策	<p>&lt;アレルギー疾患に関する正しい知識の普及&gt;  ○大阪府アレルギー疾患医療拠点病院(拠点病院)において府民向け講演会やエピペン講習会を府委託事業として実施(2022年10月～2023年3月)</p> <p>&lt;アレルギー疾患医療体制の整備&gt;  ○2018年に選定した拠点病院と連携してアレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う、特定の診療科に強みを持った医療機関を「大阪府アレルギー疾患医療連携協力病院(連携協力病院)」として新たに10病院を選定(2022年4月1日)</p> <p>○拠点病院において、医師やアレルギー疾患に携わる医療従事者を対象とした研修会を実施(2022年11月～2023年3月)</p> <p>○拠点病院、連携協力病院との連絡会議を通じて、アレルギー疾患に関する普及啓発をはじめとした府のアレルギー疾患対策、拠点病院と連携協力病院の連携による医療提供体制の構築、医療提供体制の更なる推進に向けた課題について意見交換(2022年9月、12月)</p>	<p>●連携協力病院も含めた、拠点病院による府民向け講演会等や学校・保育園等の職員に向けた研修会の実施  ●公民連携によるアレルギー疾患対策啓発等の模索  ●病院連絡会議での情報交換を含め、拠点病院と連携協力病院の連携体制の実態把握  ●大阪府アレルギー疾患対策連絡会議において、アレルギー疾患実態調査(R2秋実施)の結果を踏まえた、アレルギー疾患対策に係る施策の検討</p>
	19 第8節 歯科医療対策	<p>&lt;歯科医療対策の推進&gt;  ○脳卒中等における医科歯科連携を推進するため、歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師等に対して研修を実施するとともに、歯科医師・歯科衛生士を「地域連携推進員」として病院へ派遣  ◆当初予定 11医療圏で実施  ◆実績 11医療圏で実施</p>	<p>●研修や地域連携推進員(歯科医師・歯科衛生士)の派遣に加え、好事例の横展開により医科歯科連携を推進  ★歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、「第3次大阪府歯科口腔保健計画」を策定する(令和6年3月策定予定)</p>
	20 第9節 薬事対策	<p>&lt;医薬品の適正使用&gt;  ○医薬品の適正使用や認定薬局及び健康サポート薬局の機能、利用するメリット等について、薬と健康の週間の広報キャンペーンや健活マイレージ アスマイルを活用した情報発信を実施</p> <p>&lt;薬局における地域医療の支援&gt;  ○かかりつけ薬局の機能強化に向けて、地域連携薬局の認定取得のための薬局への支援として、大阪府薬剤師会の研修会(1月)や地域での薬事懇話会(11月～2月)において、制度や手続きの周知、課題の聴取等の取組を実施</p>	<p>●引き続き、関係団体等の意見を聞きながら、認定薬局整備のための薬局への支援、府民に向けた医薬品の適正使用や認定薬局、健康サポート薬局等の周知・啓発の取組を実施</p>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第7章 その他の 医療体制	21  第10節 血液の 確保対策	<p>&lt;献血等の推進&gt; ○市町村献血推進協議会の街頭キャンペーン等の情報を関係機関の機関誌へ掲載</p> <p>○市町村献血推進事業主管課及び市町村献血推進協議会との会議を開催し、現況や今後の取組に関する情報を共有</p> <p>○若年層を対象としたポスター原画の募集を実施</p>	●従前から続く若年層献血者数の減少に対応すべく、引き続き更なる献血推進の取組を実施
第8章 保健医療 従事者の 確保と 資質の向上	22  第1節 医師 (医師確保 計画含む)	<p>&lt;医師確保対策&gt; ○医師が不足する診療科への理解を深め、また、技能を向上させることを目的に医学生や若手医師を対象とした診療科セミナー(新生児、産婦人科、救急)を実施(198人参加見込)</p> <p>○大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に対応(1月末時点:相談対応業務 440件、研修会開催 5回 672名、個別訪問・個別支援 45件)するとともに、令和5年度から初期臨床研修を開始する地域枠医師の派遣先病院の医師の働き方改革への取組状況に関するヒアリング実施予定</p> <p>&lt;診療科・地域偏在対策の推進&gt; ○地域枠学生を新たに15名確保するとともに、地域枠学生28名及び地域枠医師26名に対しキャリア面談を実施。地域枠医師13名に対しキャリア形成プログラムを策定するとともに派遣調整を実施予定</p> <p>○専攻医が充実した研修環境のもと、希望する診療科や地域で研修を行うことができるよう、また、新型コロナウイルス感染症による医療ひっ迫状況等を踏まえ、シーリング制度を見直すよう、国及び専門医機構に対し要望するとともに、特別地域連携枠を活用するなど、府内の医師確保に取り組んだ</p>	<p>★医療法に基づき、「大阪府医師確保計画」を医療計画の一部として策定する(令和6年3月策定予定)</p> <p>●令和6年4月から勤務医への時間外・休日労働時間の上限規制(年960時間)の適用が始まるため、引き続き、医療機関からの相談に対応し、宿日直医許可申請や時短計画作成の支援を行う</p> <p>●引き続き、医師の偏在(地域偏在及び診療科偏在)対策として、地域枠医師等に対するキャリア形成プログラムの策定及び医師の派遣調整を行う</p> <p>●新興感染症による感染拡大リスク等、都市部特有の課題をはじめ、各地域の医療需要を踏まえた医師の確保が可能となるよう、引き続き、国及び専門医機構に要望するとともに、府内の医師確保に向けた取組を実施</p>
	23  第2節 歯科医師	<p>&lt;摂食嚥下障がい歯科診療体制の確保&gt; ○「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を活用した研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成 ◆当初予定 13チーム、26人養成 ◆実績 13チーム、26人養成</p>	●引き続き、研修等により、地域における訪問歯科診療や経口摂取支援体制を支える歯科医療人材(歯科医師、歯科衛生士)を育成する
	24  第3節 薬剤師	<p>&lt;薬剤師の資質向上&gt; ○訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修等を支援(研修参加者数 延べ2,000人程度見込み)</p>	★小児在宅やターミナルケア、感染対策など、高度・多様化する在宅患者のニーズに対応できる薬局薬剤師の養成研修を実施
	25  第4節 看護職員	<p>&lt;養成・資質向上&gt; ○看護師等養成所の定期報告内容の審査を9月に完了し、定期指導調査は6校実施</p> <p>○看護師等養成所の設置計画に係る3校4課程への指導や既設校への運営指導を実施。指導体制向上のための専任教員・実習指導者養成講習会を実施</p> <p>○新人看護職員研修について、医療機関への経費補助や多施設合同研修を実施</p> <p>&lt;再就業支援&gt; ○潜在看護師等のための再就業支援講習会や相談事業を実施。また、看護職員の地域偏在化解消のため、地域の病院等を対象とした就職相談会を7回実施</p>	<p>●引き続き、看護師等養成所が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施</p> <p>●引き続き、養成施設の設置計画に係る指導・助言、既設校への運営指導・助言、専任教員・実習指導者養成講習会を実施</p> <p>●引き続き、新人看護職員研修の経費補助、多施設合同研修を実施</p> <p>●引き続き、ナースセンターはじめ関係機関との連携を強化し、潜在看護師等のための就業支援を実施</p>

章名	節名	主な取組	次年度に向けた改善点(●)・次年度の新たな取組(★)など
第8章 保健医療 従事者の 確保と 資質の向上	26 第5節 診療放射線 技師	<p>&lt;養成所に対する計画的な指導調査・助言の実施&gt;  ○各養成校等が行う定期報告については、毎年度審査を実施し、報告内容に不備や改善すべき項目について補正指示及び改善指導を行った</p> <p>○定期指導調査については、未実施(2022年度:他課程で実施)</p>	●引き続き、各養成校等が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施する
	27 第6節 管理栄養士 ・栄養士	<p>&lt;管理栄養士・栄養士の配置促進と資質の向上&gt;  ○保健所・保健センターの管理栄養士等を対象とした研修会を開催(1回、97人参加)</p> <p>○保健所において、地域で活動する管理栄養士等に地域高齢者の現状や地域での栄養ケアの取組について講話を実施(1回9人参加)</p>	●多岐にわたる健康・栄養課題に対応するため、引き続き研修会等を開催し、管理栄養士・栄養士の資質向上に取り組む
	28 第7節 理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・視能訓練士	<p>&lt;養成所に対する計画的な指導調査・助言の実施&gt;  ○各養成校等が行う定期報告については、毎年度審査を実施し、報告内容に不備や改善すべき項目について補正指示及び改善指導を行った</p> <p>○定期指導調査については、2022年度(3校)実施</p>	●引き続き、各養成校等が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施する
	29 第8節 歯科衛生士 ・歯科技工士	<p>&lt;歯科衛生士・歯科技工士の確保と資質の向上&gt;  ○「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を活用した研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成  ◆当初予定 13チーム、26人養成  ◆実績 13チーム、26人養成</p>	●引き続き、研修等により、地域における訪問歯科診療や経口摂取支援体制を支える歯科医療人材(歯科医師、歯科衛生士)を育成する
	30 第9節 福祉・介護 サービス 従事者	<p>&lt;介護・福祉分野における質の高い人材の確保・育成&gt;  ○職員研修支援事業の実施(2023年1月末現在:受講者数 3,700人)</p>	●関係団体と連携し、広報・受講促進を図る。また、新たな周知方法について検討する
	31 第10節 その他の 保健医療 従事者	<p>&lt;養成施設等に対する計画的な指導調査・助言の実施&gt;  【臨床検査技師・臨床工学技士・救急救命士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師】  ○各養成校等が行う定期報告については、毎年度審査を実施し、報告内容に不備や改善すべき項目について補正指示及び改善指導を行った</p> <p>○定期指導調査については、2022年(2校)実施</p>	●引き続き、各養成校等が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施する
外来医療 計画	32 外来医療計画	<p>&lt;新規開設者に地域医療への協力の啓発&gt;  ○地域医療への協力に関する意向書のとりまとめ  ◆実績:提出率38.1%(183/480)、地域医療への協力意向ありの割合33.3%(160/480)  (各保健医療協議会報告資料の集計)</p> <p>&lt;医療機器新規購入者等への地域医療協力の啓発&gt;  ○医療機器の共同利用に関する意向書のとりまとめ  ◆実績:提出率50.0%(51/102)、地域医療への協力意向ありの割合40.2%(41/102)  (各保健医療協議会報告資料の集計)</p>	<p>●各圏域ごとの意向書の提出率に差があることから、保健所等との連携を強化し、対象医療機関への周知を強化するよう呼びかけをする</p> <p>★外来機能報告のデータを用いて、紹介受診重点医療機関を選定する</p> <p>★医療法に基づき、「大阪府外来医療計画」を医療計画の一部として策定する(令和6年3月策定予定)</p>